

平成 27 年度 第3回 芦屋市人権教育・人権啓発推進懇話会 会議録

日 時	平成 28 年 1 月 26 日 (月) 15:00~16:30
場 所	市役所 東館 3 階 中会議室
出 席 者	会 長 岩槻知也 副会長 清水章子 委 員 吉川博美, 平田由美子, 林貞男, 朝倉己作, 植田多江子 (順不同) 欠席委員 山崎 修 事務局 北川加津美 市民生活部長 本間慶一 人権推進課長 阿曾直子 人権推進係長 (株)シティコード研究所 森田博一, 向井響
事 務 局	人権推進課
会議の公開	公 開
傍 聴 者 数	0 人

1 会議次第

- (1) 開 会
- (2) 会長あいさつ
- (3) 議 事
 - ・第3次芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針の策定について
 - ・平成 27 年度人権啓発・人権擁護事業の実施状況について

2 提出資料

- (1) 資料 1 第 3 回懇話会次第
- (2) 資料 2 懇話会委員名簿
- (3) 資料 3 第 3 次芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針 (原案)
- (4) 資料 4 (原案) に対する市民の意見と市の考え方 No. 1 ~No. 3
- (5) 資料 5 会議等での意見・質問一覧
- (6) 資料 6 平成 27 年度人権啓発・人権擁護事業実施状況

3 審議経過

○配布資料確認

【第3次芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針の策定について】

○第3次芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針（案）について、今回の変更点を説明

○市民の意見（パブリックコメント）と市の考え方（回答）を説明

岩槻会長） 質問や意見を。

朝倉委員） 採用に関して、地方公務員法第16条にて、被成年後見人・被保佐人には受験資格がありません。選挙権については、被成年後見人だけにありませんでしたが、裁判にて選挙権が復活しました。

岩槻会長） パブリックコメントのNo.3の方の指摘の2番目に「公的機関や企業、団体による不当な扱い」について、指針原案の5ページには「『公的機関や企業、団体による不当な扱い』が上位を占めています。」とだけあるが、コメントがほしい。

No.3の5番目には、子どもの貧困があげられているが、原案14～15ページには貧困についての記述がない。

No.2の方は同和地区の問題について「時代錯誤である」と書いている。しかし原案21ページのグラフでは「家族の反対があれば結婚を認めない」や「絶対に結婚を認めない」と回答した人の比率が相当高いので、決して「時代錯誤」の問題ではない。

清水委員） 子どもの貧困については、あたたかい家庭を作るためのベースさえ作れない場合がある。貧困の連鎖を抜けるために市の援助に期待している。芦屋市「生活困窮者自立支援制度」が4月からスタートしたが、ひきこもりも含めた子どもの貧困や女性の貧困の問題に目を向けていかなければならない。特に女性はホームレスにはなれない。女性の人権のところでとりあげる必要があるのではないか。

24ページではハンセン病をとりあげているが、療養所にいる人たちの平均年齢は83歳を超えている。かつては3万人を超えていたが現在は2千人ぐらいで、終焉期を迎えつつある。二度とこのような差別の歴史があってはならないということを伝えていく必要がある。

林委員） 高齢者のメルクマールとして、老人クラブ会員数が取り上げられたことがあるが、尺度として偏っているのではないか。老人の権利としては、孤独死が少なくなることや特殊詐欺の被害が減ったとかそういうことを指針としたらどうか。老人クラブには全老人の1割ぐらいしか加入していない。

事務局） 高齢者の人権は、人権推進課だけで解決できる問題ではないので、高齢福祉課との情報共有に努めている。

平田委員） 15ページのアンケート結果（子どもの人権を守るために特に必要なこと）について「あたたかい家庭をつくる」「家庭で親が子どもにしつけをする」などは当然のことだ。もっとちがう質問の仕方がいいのではないか。

清水委員） 「一人ひとりが尊重できる家族をつくる」などがいいかな、と感じていた。

岩槻会長) 次回のときには配慮してほしい。

植田委員) 日本国憲法を第1章にという意見があるが、同感だ。

吉川委員) 12ページの「デートDV」という言葉は、市民に浸透しているだろうか。デートDVを市民に周知させるための市の方針とかはどうなのか。DVは、当事者がそうと認識していない場合がある。男女共同参画センターでもチラシを作っているが、デートDVのことが併記されていない。潜在していることが多いので、相談する先を知る手だてとかがほしい。

先日の「広報あしや」の人権特集のなかで、宝塚大学の日高先生の記事が出ていた。これをもとに男女共同参画センターで学習会をすることにした。広報に出るとインパクトがある。

ウィザスあしや(男女共同参画センター)では、DVに特化したバザーを長く続けている。

岩槻会長) デートDVはまだまだ知られていない部分がある。例えば、若い人を主な対象とする京都市の青少年活動センターでは、デートDVに関する講座なども開かれているが、一般にはまだ理解が進んでいない。

それから、広報が教材にされているということは、とてもよいことだと思う。

清水委員) 12ページ女性の人権のところ、「男は仕事、女は家庭など」性別による役割を固定的にとらえる考え方が増えているのに驚いた。こういったことは子どもの頭の中に刷り込まれていく。男の子は「うちはお母さんが体が弱いから、お父さんも掃除したりしている。ぼく自身も、できる人ができるときにやっていけるような家庭を作りたい」という発言があった。そのあとに発言した女の子は「うちはお母さんは家事をして、お父さんが働いている。それでいいと思う」だった。方向性としては学校教育の充実という方向性でいってほしい。

岩槻会長) 家庭でこのようなことに気づかせるのが難しい場合、学校教育の果たす役割は極めて大きいだろう。

ちなみに、ここに出た意見を検討する余裕はまだありますか。

事務局) このあと、本部会議などで検討する。

【平成27年度人権啓発・人権擁護事業の実施状況について】

○平成27年度人権啓発・人権擁護事業の実施状況を説明

岩槻会長) 質問や意見を。

朝倉委員) 障がい者関係の対応は立ち遅れているが、ここ数年で法規がずいぶんできた。

それを整理してみた。「障害者虐待防止法」「障害者差別解消法」などは差別関係のもの。このような国の法律が、県をへて、市にやってくる。ほかに高齢者や児童などの法規もいろいろできている。成年後見制度などは高齢者などにも関係している。これ

らのことを，市で情報発信し，懇話会などで共有できないか。

事務局） そのときどきに，市民に知ってもらいたいことを伝えようとしている。障がい福祉課などとも検討したい。

清水委員） 「広報あしや」の12月1日号では「LGBT“Q”（Questioning）」となっているが，今後はどうなるのか。

事務局） LGBTQまではまだ広がっていないと思う。日高先生の資料もLGBTになっていた。指針ではLGBTで止めている。

岩槻会長） 本日の議事を終了する。

事務局） 次年度の予定は別途相談したい。指針については，各委員にお届けする。

（終了）